

質問 1	企業が所有または使用している既存の看板に、施設場所への道順や案内等を入れることは可能ですか。（この先 1km、1 km 先右等の案内看板）
回答	大村市屋外広告条例等に準拠していれば、道順や案内の表示は可能ですが、看板の具体的なデザインについては、優先交渉権者決定後に本市や関係機関と協議を行っていただく必要があります。

質問 2	看板等に企業のロゴ等を記載することは可能ですか。
回答	大村市屋外広告条例等に準拠した上で、施設名称と同等、または小さい表示であればロゴ等の表示は可能です。看板の具体的なデザインについては、優先交渉権者決定後に本市や関係機関と協議を行っていただく必要があります。